

西宮市立中央病院放射線安全委員会要綱

(設 置)

第1条 西宮市立中央病院内に放射線安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 委員会は、放射線障害の予防に関する必要事項の調査審議を行う。

(構 成)

第3条 委員会は、院長、産業医、放射線取扱主任者、放射線科技師長、主任業務従事者、業務従事者、医療技術部長、管理部（2名）、看護部、をもって構成する。

(運 営)

第4条 委員会は、年一回開催するものとし、委員長がこれを招集、その議長となる。

- 1 委員会に委員長をおき、院長がこれにあたる。
- 2 会議は委員長が必要に応じて招集する。
- 3 委員長は委員会をつかさどる。
- 4 委員会の庶務は人事給与課が担当する。
- 5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を聞くことができる。

付 則

この要綱は平成17年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は令和4年4月1日から実施する。